

モデルとなる事業の指定と支援措置について

「岡山市協働のまちづくり条例」第7条第1項に規定する「市との協働により、より効果的に課題解決が進むと認められる取組をモデルとなる事業」は、岡山市協働推進委員会の審議を経て市が決定することとなっています。

このたび、下記のとおり、事業内容の変更届出と新規の指定申請がありましたので審議をお願いするものです。

記

1. 事業内容の変更について

(1) 事業名：東部国際福祉交流拠点推進事業

(2) 指定団体：社会福祉法人旭川荘・学校法人旭川荘

(3) 事業の概要と支援措置：

当該指定団体が、岡山市東区西大寺浜地区の市有地を、医療福祉教育、保健福祉サービス、国際交流、地域交流の拠点と位置付け、関連諸事業を実施している。岡山市は、当該事業を旧「岡山市協働のまちづくり条例」により特定非営利公益事業として指定し、同市有地約29千㎡を無償貸与している。

(4) 事業の変更点

現在、福祉教育ゾーン、高齢者・障害者保健福祉ゾーン、就労支援ゾーンで実施している事業のうち、福祉教育ゾーンにおいて、新たに事業を追加するものである。具体的には、既存施設「旭川荘研修センターよしい川」を利用して、知的障がい・発達障がいのある人を対象とした福祉施設である「(仮称)カレッジ旭川荘」を新たな事業として実施するものである。

(5) 添付書類

- ①市民協働推進モデル事業変更等届出書
- ②東部国際福祉交流拠点推進事業計画書(案)
- ③東部国際福祉交流拠点推進事業 配置図
- ④(仮称)カレッジ旭川荘使用予定図
- ⑤追加資料 (仮称)カレッジ旭川荘の事業費(平成28年度)
- ⑥追加資料 (仮称)カレッジ旭川荘収支見通表
- ⑦旭川荘パンフレット

2. 新規指定について

(1) 事業名：公民館への太陽光発電の設置と環境学習による持続可能な社会の推進事業

(2) 申請団体：特定非営利活動法人 おかやまエネルギーの未来を考える会

(3) 事業の概要と支援措置の要望内容：

地球温暖化という解決方法のため、自然エネルギーの普及、省エネなどに関する講座を実施するとともに、公民館の屋根に太陽光パネルを設置し、自然エネルギーの導入拡大と二酸化炭素削減を図る。支援措置として、公民館2館の屋根の使用許可及び使用料の免除を要望している。

なお、本事業は平成28年度補助金交付事業として「岡山市市民協働推進モデル事業」の指定を受け、現在、申請団体と岡山市（中央公民館、環境保全課）による協働事業として実施されているものですが、支援措置の実施のため条例に基づく指定を申請するものです。

(4) 添付書類

①市民協働モデル事業変更等届出書

②平成28年度岡山市市民協働推進モデル事業提案書

協働推進モデル事業計画書

協働事業収支予算書

③支援措置要望書

岡輝公民館立面図他

岡西公民館立面図他

太陽光発電パネルの概要

④団体の概要書

役員名簿

現在事項全部証明書

平成28年度（2016年度）事業計画書

平成28年度活動予算書

平成27年度事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録

特定非営利活動法人おかやまエネルギーの未来を考える会定款

参考) 「岡山市協働のまちづくり条例施行規則」 抜粋

(モデルとなる事業としての指定要件)

第3条 条例第7条第1項に規定する市との協働により、より効果的に課題解決が進むと認められる取組は、条例第4条に規定する協働の基本原則にのっとりた取組であつて、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

- (1) 目的及び目標が明確に設定された合理的な事業計画を有し、かつ、実現可能性の高いものであること。
- (2) 原則として本市内で実施される取組であり、社会課題を解決するために市との協働で取組がなされるものであること。
- (3) 多様な主体の先駆性、専門性等をいかし、市民のニーズに沿ったきめ細かな対応及び公共サービスの発展が期待でき、市民協働の取組を一層促進するものであること。
- (4) モデルとなる事業の指定の申請をした者(以下「申請者」という。)と市との役割分担が明確で、協働することでより効果が期待できるものであること。